

公告文の一部訂正のお知らせ

本協定に係る公告文については、下記のとおり訂正しますのでお知らせします。

令和4年2月1日
霞ヶ浦河川事務所

「災害時における河川災害応急復旧に関する協定【ゲート設備】」の公募について

正誤表

訂正後		訂正前	
<p>●公告文 4. 申請者の条件 (6) 2ページ</p> <p>(6) 平成19年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有するもの</p> <p>1) 下記記載のいずれかの設備における点検業務</p> <p>2) 下記記載のいずれかの設備における新設工事又は修繕工事・ゲート設備 (河川用又はダム用)</p> <p>※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事を含む</p>		<p>●公告文 4. 申請者の条件 (6) 2ページ</p> <p>(6) 平成19年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有するもの</p> <p>1) 下記記載のいずれかの設備における点検業務</p> <p>2) 下記記載のいずれかの設備における新設工事又は修繕工事・ゲート設備 (河川用又はダム用)</p>	
<p>●公告文 5. 技術審査 (1) 3ページ</p> <p>1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (ゲート様式-2)</p> <p>次に掲げるいずれかの者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (建設部門) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・1級建築士 ・建設業法第7条第2号イ、ロで定める者イにあっては、土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。) 建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。 ・平成19年4月1日以降に元請けとして完了し又は完成した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲート設備 (河川用又はダム用) の点検整備業務 ・ゲート設備 (河川用又はダム用) の新設工事又は修繕工事 <p>※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事を含む</p>		<p>●公告文 5. 技術審査 (1) 3ページ</p> <p>1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (ゲート様式-2)</p> <p>次に掲げるいずれかの者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (建設部門) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・1級建築士 ・建設業法第7条第2号イ、ロで定める者イにあっては、土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。) 建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。 ・平成19年4月1日以降に元請けとして完了し又は完成した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲート設備 (河川用又はダム用) の点検整備業務 ・ゲート設備 (河川用又はダム用) の新設工事又は修繕工事 	

訂正後			訂正前		
●公告文 5. 技術審査 (1) 3~4ページ			●公告文 5. 技術審査 (1) 3~4ページ		
3) 点検整備業務又は工事の施工実績 (ゲート様式-2)	<p>①平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲート設備(河川用又はダム用)の点検整備業務 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の新設工事又は修繕工事 <p>※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事を含む</p> <p>②施工実績として記載した工事又は技用務にCORINSの登録がない場合において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。)</p>	施工実績が無い場合	3) 点検整備業務又は工事の施工実績 (ゲート様式-2)	<p>①平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲート設備(河川用又はダム用)の点検整備業務 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の新設工事又は修繕工事 <p>②施工実績として記載した工事又は技用務にCORINSの登録がない場合において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。)</p>	施工実績が無い場合